

「実務対応報告公開草案第40号『リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）』」の解説

公認会計士 ^{さ せ たけし} 佐瀬 剛

1. はじめに

平成26年3月7日に、企業会計基準委員会（ASBJ）は、「実務対応報告公開草案第40号『リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）』」（以下「本公開草案」という。）を公表し、コメントを募集している。コメントの募集期間は平成26年5月7日までとされ、公開草案の原文は、ASBJのホームページ（https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/exposure_draft/lease2014/）から入手できる。

本稿では、公開草案の概要について解説する。なお、文中意見にわたる部分については私見であることをあらかじめ申し添える。

2. 公表の経緯

政府の日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）に基づき実施する施策として、後述の「3. 範囲」（本公開草案2項）に記載する新たなスキーム（以下「本リース・スキーム」という。）によるリース取引が導入されている。

ASBJでは、本リース・スキームによるリース取

引について、これまで公表されている会計基準等における借手の会計処理等の取扱いを整理するとともに、必要と考えられる借手の会計処理等を明らかにするために、本公開草案を公表した。

なお、緊急性の高い対応が要請されていたことを踏まえ、本公開草案では借手に限定した取扱いを示すこととされている。

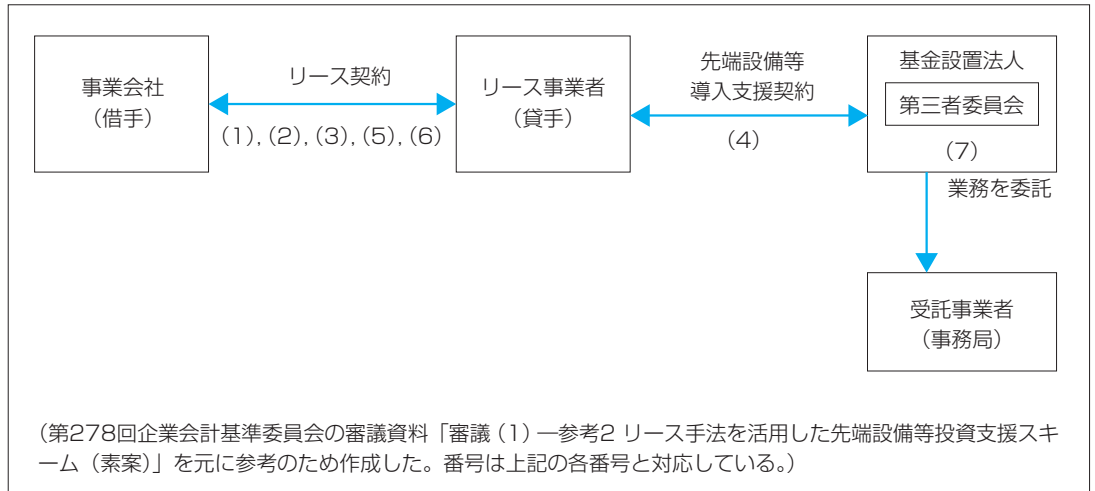
3. 範囲

本公開草案は、以下に係る借手の会計処理等に適用する。

- 経済産業省が制定した「リース手法を活用した先端設備等導入促進補償制度推進事業事務取扱要領」（平成26年3月3日制定）（以下「事務取扱要領」という。）第3条第7号におけるリース契約に基づくリース取引であり、
 - 「リース手法を活用した先端設備等導入促進補償制度推進事業実施要領」（平成26年3月3日制定）第4の4に基づき基金設置法人とリース事業者（貸手）により締結された先端設備等導入支援契約に基づくもの
- この契約は、主として以下から構成される（本公開草案2項）。

(1)	リースの対象物件は、産業競争力強化法に規定する先端設備等であり、かつ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める機械及び装置、又は器具及び備品のうち一定のもの。
(2)	リース期間中のリース料総額の現在価値は、リース事業者（貸手）におけるリース対象物件の取得価額の90パーセント未満であること。
(3)	リース期間は、リース対象物件の経済的耐用年数の75パーセント未満であること。
(4)	事業会社（借手）がリース期間終了後にリース対象物件をリース事業者（貸手）に返却し、当該リース期間終了後の翌日から起算して1年以内に、リース事業者（貸手）が当該リース対象物件を見積残存価額を下回る金額で処分した場合、基金設置法人はその下回った金額の一部をリース事業者（貸手）に対して補てんすること。
(5)	リース料は、以下のいずれかとして設定されること。
①	リース料がリース期間を通じて一定のもの（以下「固定型」という。）。
②	リース料がリース対象物件の稼働量により変動するものであって、一定の要件を満たしたもので（以下「変動型」という。）。
③	固定型と変動型を組み合わせたもの（以下「ハイブリッド型」という。）。
(6)	リース事業者（貸手）は、リース期間の途中で、事業会社（借手）との間で、リース取引開始時までに設定していたリース期間、月額・年額リース料又は見積残存価額を変更する旨の合意をした場合には、受託事業者（事務局）に通知すること（変動型又はハイブリッド型の別途の規定がある。）。
(7)	基金設置法人は、先端設備等導入支援契約の締結前に、リース契約が事務取扱要領第3条第7号に定めるリース契約の要件（上記（2）、（3）及び（5）に記載されている内容等）に適合するかどうかについて、第三者委員会を設置し、当該委員会において審査を行い、当該審査の結果を当該事業会社（借手）に通知すること。

【本リース・スキームのイメージ】



4. 会計処理

(1) ファイナンス・リース取引の判定基準

本リース・スキームにおいて、ファイナンス・リース取引に該当するかどうかの判定及び再リースに係るリース期間又はリース料を解約不能のリース期間又はリース料総額に含めるかどうかの判定については、特段、その他のリース取引と分けて検討する必要はないと考えられるとされ(本公開草案14項)、企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」の要件に従うこととされている(本公開草案3項及び4項)。なお、事務取扱要領に基づき、借手は、事務局に「継続利用に係る宣誓書」を提出することとされている(「継続利用に係る宣誓書」において、借手は「リース契約の締結の時点においては、リース対象物件のリース期間終了後の処分方法について、再リース・買取りによる継続利用を決定していない又は決定することが確実となっていない旨、宣誓」する)。

また、結論の背景において、本リース・スキームは、リース料やリース期間の設定等において、我が国における一般的なリース・スキームとは異なる特徴を有することを踏まえ、ファイナンス・リース取引に該当するかどうかを判断することになるとされている(本公開草案15項)。

なお、ファイナンス・リース取引かオペレーティング・リース取引かの判定は、リース取引の契約内容が変更された場合を除き、リース期間中に再度行うことを要しないこととされている(本公開草案5

項、16項)。

(2) 変動型のスキームの会計処理及び表示

変動型におけるリース対象物件の稼働量により変動するリース料(以下「変動リース料」という。)については、リース取引開始日における借手による合理的な見積額により、リース料総額に含めて取り扱うとされている(本公開草案6項)。

また、変動型又はハイブリッド型のリース取引がオペレーティング・リース取引と判定された場合、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」22項に定める解約不能のものに係る未経過リース料の注記に、貸借対照表日における借手による合理的な見積額に基づく変動リース料の未経過分を含めることとされている(本公開草案9項、21項)。

5. 適用時期

本リース・スキームの実際の運用が開始されていること、また、本公開草案は、本リース・スキームにおけるリース取引に係る実務上の取扱いをより明確にするものであり、特段の周知期間は必要ないと考えられることから、本実務対応報告は、公表日以後適用することとされている(本公開草案11項、22項)。

以上